平成２９年（フ）第８８号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘９棟401号
債務者　杉山　有紀
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８７号
愛知県北名古屋市九之坪天下地25番地　松葉荘２号
債務者　松田　和行
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３号
滋賀県彦根市松原１丁目12番６号
債務者　江嶋　　忍
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５１４号
兵庫県加古川市新神野７丁目３番１―702号
債務者　戸高　唯志
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５１５号
兵庫県加古川市新神野７丁目３番１―702号
債務者　戸高　郁代
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９号
兵庫県姫路市城見台２丁目1111番地266
債務者　酒井　裕之
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３号
兵庫県朝来市生野町口銀谷261番地34　ハイツ和泉207号、従前の住所兵庫県朝来市羽渕411番地７
債務者　藤原　　修
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５４号
兵庫県朝来市生野町口銀谷261番地34　ハイツ和泉207号、従前の住所兵庫県朝来市羽渕411番地７
債務者　藤原　理奈
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５８号
兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町１丁目11番地１　202号
債務者　石井　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６０号
兵庫県姫路市御立中８丁目３番19号、従前の住所兵庫県姫路市網干区坂上45番地　アサヒハイム１―205
債務者　中尾　貴弘
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６７号
兵庫県姫路市飯田２丁目290番地５　セイユーマンション305
債務者　岩田　将幸
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２号
奈良県天理市櫟本町1600番地　天理団地Ｂ４―401号室
債務者　谷村　俊哉
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２３号
奈良県天理市櫟本町1600番地　天理団地Ｂ４―401号室
債務者　谷村　典子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６９号
広島市東区上温品２丁目34番11号
債務者　新本　利治
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９号
広島市東区戸坂中町３番５号
債務者　牛嶋　康則
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
佐賀県伊万里市立花町1940番地４　立花県営住宅４棟43号、前住所佐賀県伊万里市立花町1261番地15
債務者　坪上　弘美（旧姓永池）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１５号
佐賀県伊万里市黒川町牟田565番地
債務者　中嶋　　剛
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部